

後期高齢者医療制度の充実を求める意見書

昨年6月、国会で成立した医療制度改革関連法により、現在の老人保健法が廃止される。代わって、新たな後期高齢者医療制度が、北海道内すべての市町村が参加する「広域連合」を運営主体に2008年4月から施行され、対象者全員から原則として医療保険料を徴収し、さらに診療報酬体系も74歳以下の高齢者と別立てになる。

新たな後期高齢者医療制度は、「その心身の特性や生活実態等を踏まえる」という同法の趣旨にのっとり、後期高齢者の健康と生命を守りうるものでなければならぬ。

以上により、後期高齢者の命と健康を守り、充実した医療制度になるよう、下記の事項を強く要望する。

記

- 1 後期高齢者医療制度は、日本国憲法第25条の生存権を保障し、いつでも、だれもが、平等に医療を受けることができるよう、地域による医療格差を生じさせないこと。
- 2 国民年金受給者などの低所得者に対し、保険料や窓口一部負担金の減免を行うなど、十分な配慮を行うこと。
- 3 広域連合の運営は後期高齢者の意思を十分に反映させ、透明性の確保に努め、また情報公開請求の際には速やかに情報公開を行うこと。
- 4 市町村に課せられた運営負担割合を少なくすること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成19年3月15日

名 寄 市 議 会